

(平成25年7月31日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認九州地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 18 件

厚生年金関係 18 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 7 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成13年9月6日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、62万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月13日から同年9月6日まで

私は、平成3年12月1日にA社に入社し、申立期間において継続して勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、A社は平成13年8月13日に一旦厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、16年4月1日に再度適用事業所となっていることから、申立期間においては適用事業所ではないことが確認できるところ、申立人は、13年9月6日付けで、この時点で既に入力処理されていた同社に係る同年10月の定時決定の記録を取り消され、同年8月13日に遡及して厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A社に係る平成13年度の滞納処分票によれば、同社には厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

加えて、商業登記簿謄本によると、A社は申立期間を含む平成13年8月13日から16年4月1日までの期間において、法人事業所として存続していたことが確認できるほか、同社の当時の事業主は、前述の期間においても事業は継続して行っていた旨回答していることから、同社は申立期間において、厚生年

金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

また、前述の商業登記簿謄本により、申立人は申立期間当時取締役であったことが確認できるものの、当時の事業主及び事務を担当していた者は、申立人は専務取締役ではあったが、A社B事業所でC業務及びD業務に従事しており、社会保険の事務には携わっていなかった旨の供述をしていることから判断すると、申立人が自身の厚生年金保険被保険者資格の喪失手続に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成13年8月13日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該遡及喪失処理日である同年9月6日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成13年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、62万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 38 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

私がA社に勤務していた平成 15 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「賞与支給、控除集計表」等により、申立人は、38 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 6 月 10 日に、事業主が申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして、賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 九州（大分）厚生年金 事案 4745

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年8月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月11日から同年9月1日まで

私は、昭和43年9月頃にA社に入社し、48年12月に退職するまで継続して同社又は同社B事業所に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録並びにA社及び同社B事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

異動日については、i) 申立人と同様にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和45年8月11日に喪失し、同社B事業所に係る同資格を同年9月1日に取得している同僚二人が、それぞれ、「昭和45年8月に異動した。」、「転勤に当たり、A社から、お盆休みをC県で過ごした後、そのまま同社B事業所に勤務してほしいと言われた。」と供述していること、ii) 申立人が、自身の異動時期について、「A社に係る健康保険被保険者証を同事業所に返納した後に、同社B事業所へ異動した。」と供述している上、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和45年8月20日に、同事業所が申立人の健康保険被保険者証を社会保険事務所（当時）に返納したことを示す「証返納 45.8.20」の記載が確認できることから、同年8月11日とする

ことが妥当である。

申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和45年9月の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所番号等索引簿において、A社及び同社B事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 九州（鹿児島）厚生年金 事案 4746

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和51年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月21日から同年5月5日まで

私は、昭和41年10月から52年12月までA社に継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、A社C事業所から同社B事業所に異動した旨を供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和51年4月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同社B事業所に係る同被保険者名簿において、同年5月5日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚の人事記録には、同年4月21日に同社C事業所から同社B事業所に異動した旨記載されていることから、同日に同社C事業所から同社B事業所に異動したと推認される。

さらに、前述の同僚が所持する給与明細書により、申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る

健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和 51 年 5 月の記録から 17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が保管されておらず不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 九州（鹿児島）厚生年金 事案 4747

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月30日から3年1月1日まで

私は、昭和57年11月にB社に入社し、平成9年10月に退社するまで、同社又は同社のグループ会社であるA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びA社の当時の事業主が、申立人は申立期間に同社に勤務していたと思うと破産管財人を通じて回答していることから判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、平成2年12月30日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、3年1月1日にB社において同資格を取得していることが確認できる同僚から提出された、申立期間に係るA社における給与明細書により、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、前述の破産管財人は、「当時の事業主の記憶によると、申立人には申立期間に係る給与を支給し、厚生年金保険料を給与から控除していたものと思われる。」と回答していることから、申立人についても、申立期間において、厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成2

年 11 月の記録から 44 万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A社は、平成2年12月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後は、申立期間を含めて適用事業所としての記録は確認できない。しかし、商業登記簿により、同社は申立期間においても法人の事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の破産管財人は、当時の資料を保管しておらず不明であるとしているが、申立期間においてA社は適用事業所の要件を満たしていたながら、社会保険事務所に適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行っていたと認められることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成 21 年 4 月 1 日、資格喪失日が 23 年 4 月 1 日と記録され、当該期間のうち、21 年 7 月 1 日から 22 年 2 月 1 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における被保険者期間のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成 21 年 7 月 1 日）及び資格取得日（平成 22 年 2 月 1 日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 7 月 1 日から 22 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間について、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、年金の給付に反映されない期間として記録されている。

申立期間について、年金として給付されるように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成 21 年 4 月 1 日、資格喪失日が 23 年 4 月 1 日とされ、当該期間のうち、21 年 7 月 1 日から 22 年 2 月 1 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録、申立人が提出した給与支給一覧表及び金融機関の取引明細照会により、申立人はA社に平成 21 年 4 月 1 日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与支給一覧表において確認できる保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当初、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は、B社における被保険者として記録されており、事業主がA社の記録とする届出を行った時点（平成24年3月30日）では、保険料徴収権は既に時効により消滅していたことから、年金事務所は申立期間に係る厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和41年5月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和17年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和41年4月6日から同年5月6日まで

私は、昭和36年4月1日にA社に入社し、平成14年3月31日に退職するまで継続して勤務した。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

異動を繰り返したが、途中で退職したことは一度も無く、給料も継続して支給されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社が提出した人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（A社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の人事記録によると昭和41年5月10日に「C支店に異動」と記載されており、申立期間においてはA社B支店に在籍していたことがうかがえることから、同年5月6日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和41年3月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及

び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 九州（佐賀）厚生年金 事案 4750

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から8年9月11日まで

私は、A社に平成5年4月に入社し、8年9月に倒産によって厚生年金保険被保険者資格を喪失するまで平均30万円以上の給与を受給していた。

しかし、標準報酬月額に係る年金記録を見ると、実際に支給されていた給与額と相違している。

給与明細書は所持していないが、私とは別の事業所に勤務していた同僚も、私と同じように年金記録確認第三者委員会に申立てを行っているようなので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成7年8月から8年1月までは30万円と記録されていたが、8年2月6日付けで、7年8月1日に遡って14万2,000円に引き下げられ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年9月11日）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社における申立人以外の厚生年金保険被保険者40人についても、申立人と同時期に標準報酬月額が遡って減額処理されていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票は保管されていないものの、申立人の同僚が、年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）に申立てを行った際に、B年金事務所が提出した関係資料（債権みなし消滅の経過及び消滅に至った事由）により、同社が、申立期間を含む長期間にわたり厚生年金保険料の滞納があったことが確認できるとともに、保険料滞納に係る相談が管轄社会保険事務所

(当時)と事業主、担当役員及び経理担当者との間で行われていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成8年2月6日付けで行われた標準報酬月額の遡及減額処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について7年8月1日に遡って当該処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、標準報酬月額に係る有効な処理があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和49年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで

申立期間当時、A社及びB社（現在は、C社）に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人はA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社の事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初、昭和49年1月1日と記載されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年2月28日より後の同年3月25日付けで、遡って48年12月25日に変更処理されているとともに、同社の多数の被保険者についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和48年12月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を、事業主が当初届け出た49年1月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の上記訂正前の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和49年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和22年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和48年12月25日から49年1月1日まで  
申立期間当時、A社及びB社（現在は、C社）に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人はA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社の事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初、昭和49年1月1日と記載されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年2月28日より後の同年3月25日付けで、遡って48年12月25日に変更処理されているとともに、同社の多数の被保険者についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和48年12月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を、事業主が当初届け出た49年1月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の上記訂正前の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和49年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和14年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和48年12月25日から49年1月1日まで  
申立期間当時、A社及びB社（現在は、C社）に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人はA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社の事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初、昭和49年1月1日と記載されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年2月28日より後の同年3月25日付けで、遡って48年12月25日に変更処理されているとともに、同社の多数の被保険者についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和48年12月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を、事業主が当初届け出た49年1月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の上記訂正前の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

## 九州（福岡）厚生年金 事案 4754

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和63年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月30日から同年7月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間は、A社B支店からA社（現在は、C社）に異動した時期に当たるが、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社が提出した在籍証明書及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社B支店からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社は、異動は通常1日付けであったと思われる旨回答していることから、昭和63年7月1日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和63年5月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和63年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社B支店）における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月1日から同年4月1日まで

私は申立期間にA社B支店に継続して勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたが、年金事務所からの手紙により、申立期間が厚生年金保険に未加入とされていることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社B支店が提出した、申立人に係る昭和44年1月から同年3月までの給与支給明細書により、申立人がA社B支店及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和44年4月1日にA社B支店からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C社B支店が提出した健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書の記載額、前述の給与支給明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額が、いずれも3万6,000円であることから、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社B支店が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日が昭和44年1月1日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年1月から同年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和 63 年 9 月 1 日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 5 月 9 日から同年 5 月 19 日まで  
② 昭和 63 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A社に昭和 61 年 5 月 9 日に入社し、63 年 9 月 1 日まで継続して勤務したが、A社D事業所と同社B事業所に係る記録が無いことが分かった。申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録、C社が提出した申立人に係る従業員カード及び退社簿並びに同社の回答から判断すると、申立人がA社B事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社は、「当時の担当者が資格喪失日を誤って届け出たものと思われ、申立人は月末まで勤務していたので、申立期間②に係る厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答している。

さらに、オンライン記録から、A社B事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していた者のうち、申立期間の前後 2 年間に同資格を喪失している者の記録を確認したところ、申立人のほかに月末に同資格を喪失している者は確認できない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人のA社B事業所

における昭和 63 年 7 月のオンライン記録から、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 63 年 9 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、C社が提出した申立人に係る退社簿では、入社年月日は、昭和 61 年 5 月 9 日と記載されていることが確認できる。

しかしながら、C社は、「従業員カード及び退社簿により、申立人は、昭和 61 年 5 月 19 日に常勤嘱託として入社し、62 年 7 月 1 日付けで社員となり、63 年 8 月 31 日に退社していることが確認できるが、退社簿の入社年月日を 61 年 5 月 19 日とすべきところ、同年 5 月 9 日と誤記したものと考えられる。」と回答している。

また、申立人の申立事業所における雇用保険被保険者資格の取得日、企業年金連合会が提出した「中脱記録照会（回答）」における厚生年金基金の加入員資格の取得日及びC社が提出した申立人に係る従業員カードにおける入社日は、いずれも昭和 61 年 5 月 19 日と記載されており、申立人のA社D事業所に係るオンライン記録の厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①を厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、C社D事業所）における資格取得日に係る記録を昭和46年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月21日から47年1月21日まで

申立期間は、A社に継続して勤務していたが、年金事務所からの年金記録に関する案内の文書により、申立期間は未加入の期間とされていることが分かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びC社D事業所の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社E事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期にA社E事業所から同社B事業所に異動し、申立期間と同期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している同僚10人のうち3人の供述及びC社本社が提出した、前述の同僚10人のうち1人のA社E事業所に係る被保険者台帳の記載内容から判断すると、昭和46年12月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る事業所別被保険者名簿の昭和47年1月の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ



いては、事業主は不明と供述しているが、前述の同僚 10 人と申立人を合わせた 11 人について、A社B事業所が資格取得日を昭和 46 年 12 月 21 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が 11 人全員の日付を 47 年 1 月 21 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同年 1 月 21 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る 46 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、C社D事業所）における資格取得日に係る記録を昭和46年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月21日から47年1月21日まで

申立期間は、A社に継続して勤務していたが、年金事務所からの年金記録に関する案内の文書により、申立期間は未加入の期間とされていることが分かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、C社D事業所の回答及び同社が提出した申立人のA社E事業所に係る被保険者台帳の記載内容から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和46年12月21日に同社E事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る事業所別被保険者名簿の昭和47年1月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と供述しているが、申立人と同時期にA社E事業所から同社B事業所に異動した11人（申立人を含む。）について、同社B事業所が資格取得日を昭和46年12月21日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が11人全員の日付を47年1月21日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同年1月21日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る46年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 九州（福岡）厚生年金 事案 4759

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和47年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和47年4月からA社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が提出した在籍証明書及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社C事業所から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期にA社C事業所から同社D支店（B事業所）へ転勤辞令を受けた同僚の供述などから判断すると、昭和47年6月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和47年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺

事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和62年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月1日から同年6月1日まで

私は、A社から関連企業のC社へ転籍したが、空白期間は1日も無く勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人と一緒に転籍した同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和62年4月1日にA社からC社に転籍し、継続して勤務していたことが認められる。

一方、C社に係る厚生年金保険の新規適用日は、昭和62年6月1日であることが確認できる。オンライン記録により、当該新規適用日と同日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している申立人を含む7人のうち、関連会社間の転籍者であった6人が、転籍元事業所であるA社又は同社関連会社において同年4月1日に同被保険者資格を喪失していることが確認できる。

この間の事情について、B社は、「関連企業を設立し従業員を転籍させる場合の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失手続については、転籍先事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となると同時に、転籍元事業所での資格喪失及び転籍先事業所での資格取得の手続を同日付けで行っていた。しかし、C社の設立時においては、事務的な過誤により、同社の新規適用日前に、A社で資格喪失の手続を行ってしまった。申立期間においては、A社から給与が支給

されており、給与から厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険の被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、A社が加入しているD厚生年金基金及び社会保険事務所の記録における資格喪失日が昭和62年4月1日であり、同基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から同年 6 月まで  
私は、昭和 62 年 12 月に会社を退職し、63 年 1 月に A 市役所 B 支所において国民年金加入手続を行い、国民年金保険料は、毎月金融機関で納付したが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 12 月に会社を退職し、63 年 1 月に国民年金加入手続を行ったと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の記号番号に係る被保険者資格取得日から、平成元年 10 月以降に払い出されたと推認され、オンライン記録により当該払出しに係る被保険者資格取得の処理日は、同年 11 月 22 日であることが確認できる上、申立期間当時、申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の主張と符合しない。

また、申立人に係る国民年金被保険者名簿及び納付記録票から、申立期間直後の昭和 63 年 7 月の国民年金保険料が、平成 2 年 8 月 27 日に納付されていることが確認でき、当該納付時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、前述の国民年金被保険者名簿及び納付記録票には、申立期間は未納とされており、当該期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせるような記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 12 月までの期間及び 54 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から同年 12 月まで  
② 昭和 54 年 4 月から同年 12 月まで

昭和 52 年 1 月に国民年金に加入し、53 年 1 月に結婚して A 県 B 市（現在は、C 市）から D 県 E 市に転居した際、夫が転入手続と併せて国民年金の住所変更手続を行った。国民年金保険料については、私が毎月納付していたのに、申立期間に係る国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が婚姻による転入手続時に国民年金の住所変更手続も行い、国民年金保険料については、遅れることなく自身が毎月納付したと申し立てている。

しかしながら、申立人に係る特殊台帳によると、申立人が昭和 53 年 1 月 13 日付けで B 市から転出したことに伴い、同台帳が同年 2 月 27 日付けで E 市を管轄する社会保険事務所（当時）に移管されていることが確認できるが、同年 8 月に当該社会保険事務所において、申立人の住所が確認できないことを示す不在決定の処理が行われ、申立人は、54 年 1 月に所在が確認されるまで不在被保険者として取り扱われており、当該時点まで納付書は発行されなかったものと考えられる上、E 市の国民年金被保険者検認台帳においても当該期間の納付の記録を確認することができない。

また、前述の特殊台帳において、昭和 54 年度の納付記録欄には「55 催」の押印が有り、昭和 55 年の時点で申立期間②の保険料が未納であったことから、社会保険事務所は申立人に保険料納付を催告したものと考えられるが、申立人



は、社会保険事務所から納付書が届いたこと、及び遅れて保険料を納付したことの記憶は無いとしている上、前述の国民年金被保険者検認台帳においても当該期間の納付を確認することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 九州（大分）国民年金 事案 2677

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 5 月から 49 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月から 49 年 8 月まで

私は、昭和 44 年 4 月末に会社を退職後、地区の婦人会員に勧められて国民年金に加入し、同会の集金人を通じて国民年金保険料を毎月納付していた。

婦人会の集金人が「判取り帳」に印鑑を押して、集金した保険料と合わせて市役所に持参していたので、当時の書類をよく調べてほしい。

私が申立期間の保険料を納めていたことは近隣の知人にも確認しているので、申立期間が保険料の納付済期間とされていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 4 月末に会社を退職後、国民年金の加入手続を行ったと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日の記録から、49 年 9 月に夫婦連番で払い出されたことと推認される上、申立人に対して、申立期間に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち昭和 44 年 5 月から 49 年 7 月までの期間については、申立人は 44 年 4 月末に会社を退職した後は専業主婦であったと供述しているところ、申立人の夫はオンライン記録により、当該期間は厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

したがって、当該期間において、申立人の国民年金への加入は任意であり、前述の記号番号払出時点では、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできないことから、当該期間は未加入期間であり、保険料を遡って納付することはできず、当該期間に係る任意加入の手続が行われた事跡も確認できない。

さらに、申立期間のうち昭和 49 年 8 月については、強制加入被保険者期間

であり、前述の記号番号払出時点で現年度納付が可能であるものの、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、国民年金被保険者資格の取得日は、一旦「昭和49年9月1日」と記載されている上、同年9月の保険料は納付済みと記載されていることから判断すると、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される同年9月の保険料から、婦人会の集金人を通じて納付を始めたと考えるのが自然である。

加えて、申立人が姓名を挙げた知人の供述において、保険料の納付方法等については、申立人の記憶と符合している部分はあるものの、申立人の申立期間に係る保険料の納付についての具体的な供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から平成 2 年 3 月まで

私が 20 代の頃、父が、私の国民年金の加入手続を行い、私に代わり国民年金保険料を納付していると言っていた。その当時、私の給料の半分を父に渡していたので、父がそのお金で保険料を納付してくれていたと思う。

その後、昭和 49 年に A 市に転居した頃からは、父が B 金融機関、C 金融機関（当時）又は D 区役所で保険料を納付していたと思う。

申立期間が未加入及び未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人に代わり国民年金保険料を納付していたと思うと主張しているが、当該加入手続を行い、当該保険料を納付したとする父親は既に死亡しているとともに、申立人もこれらに直接関与していなかったことから、保険料の納付等について具体的な供述を得ることができない。

また、申立人が A 市に転居した昭和 49 年 9 月以降の保険料の納付状況についても、申立人の記憶が具体的でなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる供述が得られない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は見当たらない上、申立人が申立期間当時に国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできなかつたものと判断される。

加えて、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（大分）厚生年金 事案 4761（大分厚生年金事案 1217 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険又は船員保険の被保険者として厚生年金保険料又は船員保険料を各事業主（船舶所有者を含む。）により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 1 日から 29 年 5 月 30 日まで  
② 昭和 29 年 6 月 30 日から 34 年 2 月 24 日まで  
③ 昭和 34 年 5 月 15 日から同年 11 月 25 日まで  
④ 昭和 35 年 8 月 25 日から 39 年 1 月 6 日まで

申立期間①について、私はA氏の個人事務所（以下「B事務所」という。）において、C職の業務に従事していた。

また、申立期間②、③及び④について、継続してD事業所に勤務し、主にE業務をしており、一月に数回船に乗り組んでいた。私は、他の船員と私自身の船員保険の加入手続を担当しており、私自身の船員保険に係る手続も同時に行っていた。

それぞれの期間について、厚生年金保険又は船員保険の被保険者記録が確認できないため、年金記録確認第三者委員会に被保険者記録の訂正を申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

今回、一緒に勤務していた同僚の姓名等を思い出したので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険又は船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、i) B事務所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないこと、ii) A氏が既に死亡している上、申立人は同僚のC職の姓名を記憶しておらず、申立人の同事務所における勤務実態及び保険料控除を確認できる関連資料等を得ることができないことなどを理由として、既に年金記録確認大分地方第三者委員会（当時。以下「大分委員会」という。）の決定に基づき平成 24 年 12 月 21 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、B事務所における同僚のC職の姓名を思い出したことを新たな事情として再度申立てを行っているが、当該同僚の連絡先が確認できないため、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入

状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる具体的な供述等を得ることができない。

このほかに大分委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②、③及び④に係る申立てについては、期間の特定はできないものの、申立人がD事業所に勤務していたことはうかがえるが、i) 同事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないこと、ii) 申立人は同僚の事務員の姓名を記憶しておらず、申立人の同事業所における厚生年金保険の加入状況について確認できないこと、iii) 申立人は同事業所において主にE業務をしていたとしており、自身の記憶や同僚の供述等からは、申立人が船員として船舶に乗り組んだことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iv) 申立期間②のうち昭和29年6月30日から30年8月23日までの期間、申立期間③のうち34年6月25日から同年11月25日までの期間及び申立期間④において、同事業所は船舶所有者ではなかったこと、v) 申立人の、「同事業所の従業員が船員保険の加入手続をした。」とする供述等により、申立人は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書に該当すると認められ、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできないことなどを理由として、既に大分委員会の決定に基づき、平成24年12月21日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、D事業所の同僚の姓又は姓名を思い出したことを新たな事情として再度申立てを行っていることから、同事業所に係る船員保険被保険者名簿において申立人が挙げた姓又は姓名と合致する者に当時の状況を確認したが、回答のあった5人からは、申立人が申立期間に船員として船舶に乗り組んだ旨の供述を得ることはできない。

また、前述の被保険者名簿に被保険者番号の欠番は無い上、申立人のD事業所における船員保険の記録について、遡及して訂正された形跡も見当たらない。

さらに、申立人から提出された申立期間当時の写真を確認したが、申立人が申立期間に船員として船舶に乗り組んだことをうかがうことはできない。

このほかに大分委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 九州（大分）厚生年金 事案 4762

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年10月1日から31年10月1日まで  
② 昭和38年10月1日から39年7月1日まで  
③ 昭和41年10月1日から42年7月1日まで  
④ 昭和53年10月1日から54年9月1日まで  
⑤ 昭和57年10月1日から60年9月1日まで  
⑥ 昭和62年6月1日から同年12月1日まで

A社B事業所に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③の標準報酬月額が従前の標準報酬月額より低くなっているが、給与額が下がったことは無いので、記録を訂正してほしい。

また、C社（現在は、D社）に勤務していた期間のうち申立期間④、⑤及び⑥の標準報酬月額が従前の標準報酬月額より低くなっているが、給与額が下がったことは無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③における標準報酬月額について、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録とオンライン記録は一致している上、当該名簿等の標準報酬月額が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

また、申立人と同時期にA社B事業所において、厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚25人の標準報酬月額の推移を確認したところ、そのうち21人には、同社に係る被保険者期間において、申立人と同様に標準報酬月額が従前より低額となっている期間が確認できる上、申立人と同職種だった同僚は、基本給以外に諸手当が有り、毎月の給与額に変動があった旨



供述していることを踏まえると、申立人の標準報酬月額のみが下がっているとは言えず、申立人の標準報酬月額の推移が不自然であるとは言い難い。

さらに、A社は、「関連資料等は残っておらず、給与からの厚生年金保険料の控除の状況等については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①、②及び③における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

- 2 申立期間④、⑤及び⑥における標準報酬月額について、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録とオンライン記録は一致している上、当該原票の標準報酬月額が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

また、企業年金連合会が管理する申立人に係る厚生年金基金加入記録（昭和54年11月1日から62年12月1日まで）の標準給与の額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、申立人と同時期にC社において、厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚27人の標準報酬月額の推移を確認したところ、そのうち19人には、同社に係る被保険者期間において、申立人と同様に標準報酬月額が従前より低額となっている期間が確認できる上、申立人は、給与には残業手当が含まれており、毎月の給与額に変動があった旨供述していることを踏まえると、申立人の標準報酬月額のみが下がっているとは言えず、申立人の標準報酬月額の推移が不自然であるとは言い難い。

加えて、D社は、「関連資料等は残っておらず、給与からの厚生年金保険料の控除の状況等については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間④、⑤及び⑥における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

- 3 申立期間①から⑥までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（大分）厚生年金 事案 4763（大分厚生年金事案 176、412 及び 686 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月7日から29年1月1日まで

私は、A社からの要請によって昭和26年9月1日に入社し、63年6月に定年退職するまでの期間（442 か月間）、同社B支店C事業所（現在は、A社D支店）等に勤務した。

しかしながら、厚生年金保険の被保険者期間は413 か月間となっていたため、不足している29 か月について平成19年8月6日に年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、21年1月6日付けで、昭和29年1月の1 か月間のみの記録訂正が認められたものの、入社した26年9月から正社員となる前の28年12月までの期間については、年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知を受けた。

当該通知後、昭和26年9月から28年12月までの期間の記録訂正を求めて再度申し立てたが、平成22年1月18日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知を受けた。

その後、これまでの経過を私がA社D支店に説明したところ、同社同支店が「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」を新たに年金事務所に提出したとのことなので再申立てを行ったが、平成22年12月3日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知を受けた。

今回、私と同様にE社（当時）からA社に途中入社した元同僚の姓名を新たな資料として提出し、当該同僚は、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得しているはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、初回の申立てにおいて、申立期間の昭和26年9月1日から

29年2月1日までの期間のうち、同年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる一方で、26年9月1日から28年12月31日までの期間については、A社D支店が提出した社員名簿において、当該期間は申立人が正社員になる前の期間であることが確認できるところ、同社B支店に勤務していたとする複数の同僚が、「正社員になった時から厚生年金保険の被保険者になったと思う。」と供述していることなどから判断すると、事業主は、当該期間について厚生年金保険被保険者資格の取得手続きを行っていなかったことが推認されるとともに、当該手続きを行っていないにもかかわらず、2年以上の期間にわたって厚生年金保険料を控除していたとは考え難いとして、既に年金記録確認大分地方第三者委員会（当時。以下「大分委員会」という。）の決定に基づき、平成21年1月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 その後、申立人は、昭和26年9月1日から29年1月1日までの期間について、前述の社員名簿及び雇用保険の被保険者としての記録があるにもかかわらず、申立てが認められないのは納得できないとして、再度申し立てたが、当該期間について、同僚の供述、A社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得時期、雇用保険被保険者資格の取得時期等から判断すると、当該事業所は、当時、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえることから、大分委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないとして、平成22年1月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

3 さらにその後、申立人は、A社D支店がF年金事務所に対し、申立人について、前述の社員名簿における入社日である昭和26年9月7日を厚生年金保険被保険者資格の取得日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、及び同社員名簿における正社員になった日である29年1月1日を同喪失日とする同資格喪失届を提出していることから再度申し立てたが、  
i) 「厚生年金保険資格確認および標準報酬決定通知書」から、前述の資格取得届及び資格喪失届に基づき申立人に係る厚生年金保険被保険者期間の記録の追加が行われたことが確認できるものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付に反映されない記録となっていること、ii) 申立事業所は、「申立期間において申立人の給与から保険料を控除したか否かは不明、申立てどおりの届出を行ったか否かは不明、申立期間に係る保険料納付をしたか否かは不明。」と回答している上、申立人も申立期間に係る保険料控除が確認できる給与明細書等の新たな資料を所持しておらず、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、大分委員会のこれ

までの決定を変更すべき新たな事情とは認めることができないとして、平成 22 年 12 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 4 今回、申立人は、申立人と同様に E 社から A 社に途中入社した元同僚二人の姓名を挙げて、当該同僚は、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得しているはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして再度申立てを行っている。

しかしながら、当該同僚二人のうち一人は、A 社 G 支社において厚生年金保険被保険者資格を入社日（昭和 24 年 8 月 1 日）と同日に取得しているものの、ほかの一人は、同社 D 支店において入社日（昭和 24 年 8 月 1 日）から 4 か月遅れて同被保険者資格を取得している（厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 24 年 12 月 1 日）ことが確認でき、E 社から A 社に途中入社した者が必ずしも入社と同時に同被保険者資格を取得しているとはいえない事情がうかがえる。

また、当該同僚二人は、前述のとおり、それぞれ A 社 G 支社及び同社 D 支店に入社しており、同社 B 支店に入社した申立人とは入社した支店が相違しているところ、A 社は、「各支店によって厚生年金保険被保険者資格を取得させる対応が異なっていたのではないか。」と回答していることから、当該同僚二人の厚生年金保険被保険者に係る加入記録は、大分委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

さらに、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が給与から保険料を控除していたことが確認又は推認できることが要件とされているが、今回の申立てにおいても、A 社 D 支店は、「申立期間において申立人の給与から保険料を控除したか否かは不明、申立てどおりの届出を行ったか否かは不明、申立期間に係る保険料を納付したか否かは不明。」と回答している上、申立人も申立期間に係る保険料控除を確認できる給与明細書等の新たな資料を所持しておらず、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 そのほかに大分委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から昭和48年12月1日まで

私は、申立期間当時、A社において、元夫である事業主の手伝いとして、B業務とC業務の仕事をしていたことを記憶しているが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、A社の建物内で自営業を営みながらB業務も行っており、時々はC業務も行っていた。また、同社での労働の対価としての給与は受け取っていなかった。」と供述しているところ、申立期間当時の事業主は、「申立人は、A社では正社員として勤務していない。」と供述している。

また、申立人及び前述の事業主は、申立期間当時、申立人の健康保険は、同事業主の被扶養者であった旨供述しており、当該事業主に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、期間は特定できないものの、申立人の姓名が被扶養者として記載されていることが確認できる。

さらに、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、オンライン記録によると、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 九州（福岡）厚生年金 事案 4765

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 12 月頃まで  
私は、A社（現在は、B社）C事業所に昭和 23 年 12 月頃まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。  
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る入社経緯、勤務場所、業務内容等を具体的に記憶していることから判断すると、期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、「当社が保管する厚生年金健康保険被保険者名簿に申立人の姓名の記載は無く、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳は保管していないことから、申立人に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の事実は分からない。」と回答している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立期間における申立人の姓名は確認できない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚の姓は記憶しているものの、前述の被保険者名簿から当該同僚を特定することができないことから、申立人の勤務状況等について供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4766（福岡厚生年金事案 3371、3785 及び 4355 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月1日から50年12月28日まで

私が事業主であったA社における昭和49年6月1日から50年12月28日までの期間の標準報酬月額が、決算報告書に記載されている役員報酬額より低額に記録されているため、年金記録確認第三者委員会に3度にわたり申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

また、A社は、申立期間において社会保険の事務手続を社会保険労務士に委託しており、誤った届出がなされたとは考えられず、新たな資料として同社の決算書に記載されている福利厚生費及び預り金の一覧表を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る初回及び2回目の申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人に係る昭和49年及び50年の標準報酬月額の定時決定において、標準報酬月額が共に17万円と記録され、オンライン記録と一致していること、ii) 申立事業所の事業主であった申立人は、当該期間に係る報酬月額や厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳や給与明細書等の資料は所持しておらず、申立人の申立期間における保険料控除額を確認することができないこと、iii) 申立人が事務を委託していたとする会計事務所は、「決算書等の資料はあるが、保険料控除に関する資料の保管は無い。」と回答をしていること、iv) 申立事業所に係る社会保険事務を担当していたとする社会保険労務士は、「各種届出は適切に行っていた。」と供述していること、v) 申立人が提出した昭和49年度の申立事業所の決算報告書に記載のある社会保険料の預り金1万



6,080 円については、申立人を含む当時の被保険者の健康保険料額及び厚生年金保険料額の合計額と比べて隔たりがあり、この額をもって、申立人の厚生年金保険料の控除額を確認することはできないこと、vi) 申立事業所が口座を開設していたとされる金融機関は保管期限を過ぎて確認できる資料等が無い旨を回答しており、社会保険料納付額等を確認することができないこと、vii) 申立事業所に係る社会保険事務所（当時）への届出について、事業主であった申立人は、内容の確認及び押印を行っていた旨を供述していることなどから判断すると、当該期間に係る定時決定及び随時改定等の届出は、申立人の確認の下で行われていたことがうかがえることなどを理由として、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき平成 23 年 3 月 3 日付け及び同年 8 月 11 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

2 また、申立人は、申立事業所の被保険者であった申立人の妻の標準報酬月額が昭和 50 年 8 月の随時改定において引き上げられていることから、自身の標準報酬月額についても申立人の妻と同時期に月額変更の届出を行っているはずであり、標準報酬月額が変更されていないことに納得できないとして、申立期間を同年 8 月 1 日から同年 12 月 28 日までの期間に変更して再度申立てを行っているが、i) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人の妻は同年 8 月に標準報酬月額が改定されていることが確認できるものの、申立人の標準報酬月額が改定された記録は確認できないこと、ii) 申立人は申立期間に係る社会保険事務所に対する届出書に自身が署名していた旨を供述していることから、既に福岡委員会の決定に基づき、平成 24 年 1 月 19 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

3 今回、申立人は、申立期間において A 社に係る社会保険事務所への届出は社会保険労務士に委託していたため、誤った届出がされたとは考えられず、同社の決算書に記載されている福利厚生費は、社会保険に加入した年から新規に計上しており、一覧表を新たな資料として提出するので申立期間の標準報酬月額を訂正するよう求めて 4 回目の申立てを行っている。

しかしながら、申立人が社会保険事務を委託していたとする社会保険労務士は、関係資料を事業主に返却したとしているところ、申立人は、当該資料を保管しておらず、届出内容については確認できない。

また、申立人が提出した決算報告書に記載されている福利厚生費は、元帳が無く申立人に係る厚生年金保険料額が確認できない上、申立人は、「忘年会費や社員旅行費用等の社会保険料以外の経費も含まれており、内

訳は不明である。」と供述している。

このことから、同決算報告書からは、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料額が控除されていたことを推認することができず、ほかに申立人が主張する標準報酬月額に基づく届出及び保険料の控除について確認できる資料は見当たらない。

このほか、福岡委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立事業所に係る社会保険事務所への届出について、同社の代表取締役であった申立人は、内容の確認及び押印を自ら行っていた旨を2回目の申立てにおける口頭意見陳述の場で供述しており、申立期間に係る定時決定及び随時改定等の届出は、申立人の確認の下で行われていたことが認められるところ、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されていることから、仮に申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4767（福岡厚生年金事案 3544 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 2 日から 33 年 11 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 7 月 21 日から 35 年 3 月 5 日まで

前回の申立てにおいては、昭和 23 年 4 月から 26 年 3 月までの期間において A 社に勤務し、同年 5 月から 30 年 2 月までの期間及び 32 年 3 月から 33 年 10 月までの期間において B 社 C 事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、これらの期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

前回の申立ての際には申立事業所及び申立期間に関する記憶が曖昧だったが、今回、申立期間①については申立事業所を B 社 C 事業所から A 社に変更し再度申し立て、申立期間②については申立事業所を B 社 C 事業所として新たに申し立てるので、調査の上、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 前回の申立てにおいて、申立期間①（昭和 23 年 4 月から 26 年 3 月までの期間）については、i) 申立人は、高等学校を卒業した後に A 社に入社したと申し立てているものの、申立人は、当時中学校に在学中であることが推認でき、同社に勤務していたとは考え難いこと、ii) A 社は、当時の資料は何も保管されていない旨の回答をしていることから、申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができないこと、iii) A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人の姓名は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番が無い

ことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと、また、申立期間②（昭和 26 年 5 月から 30 年 2 月までの期間）については、i) 申立人は、「高等学校を卒業して入社した A 社を退社した後に B 社 C 事業所で勤務した。」と申し立てているものの、申立人は、当該期間においては高等学校に在学中であることが確認できること、ii) B 社 C 事業所に係る被保険者名簿により申立人が記憶する同僚等に照会したものの、申立人を記憶していないと供述していることから、申立期間における勤務実態を確認できないこと、iii) B 社 C 事業所に係る被保険者名簿において、申立人の姓名は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと、iv) B 社 C 事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主も既に死亡しており、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができないこと、さらに、申立期間③（昭和 32 年 3 月から 33 年 10 月までの期間）については、i) B 社 C 事業所に係る被保険者名簿により記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人が同社に勤務していたことをうかがわせる供述は得られず、申立期間における勤務実態を確認することができないこと、ii) 申立期間②と同様に、B 社 C 事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主も既に死亡しており、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができないことなどを理由として、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき、平成 23 年 5 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

2 今回、申立人は、新たな資料等の提出はないものの、前回の申立ての際には申立事業所及び申立期間に関する記憶が曖昧だったとして、今回、申立期間①については申立事業所を B 社 C 事業所から A 社に変更し再度申し立てし、申立期間②については申立事業所を B 社 C 事業所として新たに申し立てている。

しかしながら、申立期間①については、申立人が申立期間当時の同僚として姓のみを挙げているところ、A 社に係る被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる当該姓に該当する複数の同僚に照会したものの、申立人が、当該期間において、同社に勤務していたことをうかがわせる供述や関連資料を得ることができない。

また、A 社に係る申立人の被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 30 年 3 月 1 日、同資格の喪失日は 32 年 3 月 2 日と記録されており、オンライン記録と一致してい

ることが確認でき、そのほかに福岡委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人が申立期間当時の同僚として姓のみを挙げているところ、B社C事業所に係る被保険者名簿により、厚生年金保険被保険者記録が確認できる当該姓に該当する複数の同僚に照会したものの、当該期間において、申立人が同社に勤務していたことをうかがわせる供述は得られない。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。